

## 平成27年4月の制度改正及び報酬改定について

### 重要なお知らせです

平成27年4月に介護保険制度改正及び介護報酬改定が行われます。

介護報酬改定では、算定構造の改定に伴い、サービスコードや請求明細書等に大きな変更が発生します。

#### 1 平成27年4月改正の主な変更点

以下の内容が予定されています。

- ・サービスコードの新設
- ・既存のサービス単位数の変更
- ・請求書様式の変更及び追加
- ・請求明細書様式・給付管理票様式のレイアウト変更及び追加
- ・体制等状況（届出が必要なサービス） など

現在、厚生労働省から発表される制度改正に関する資料は「W A M N E T（ワムネット）」というサイトに、「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について」というタイトルで掲載されていますので定期的にご確認ください。

\*WAMNETのURL

<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/gyoseiShiryou/>

\*最新の情報（平成27年3月時点）

※介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（平成27年3月13日）

#### 2 単位数単価について（地域区分の変更）

富山市に所在する事業所の定められている単位数単価がサービスによって変更されます。

##### ① 富山市

平成27年4月サービス提供分以降から新しい「7 級地」となり単位数単価が上がります。

【10円以上となるサービスがあります。】

##### ② その他の市町村

「その他」で変更はありません。【10円です】

#### 3 伝送ソフト等について

平成27年4月の制度改正及び報酬改定に伴い、伝送ソフト等のバージョンアップ（制度改正等に対応したソフトの更新）が必要になりますので、ソフトの販売元のホームページ等をご確認いただくようお願いいたします。

なお、制度改正後は、古いバージョンのソフトでは請求情報が作成できなくなりますので、必ず最新版にバージョンアップしていただくようお願いいたします。

#### 4 請求様式の追加・変更について

様式第二、様式第二の二について、様式のレイアウト変更があります。具体的な変更内容としては、「住所地特例項目」の追加ですが、住所地特例にかかわりがないサービスについても、平成27年4月サービス提供分以降は新しい様式での請求となります。

平成27年3月までの旧様式で請求した場合、新様式での再提出をお願いすることがありますのでご注意ください。

また、介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、新たに様式第二の三・様式第七の三が追加されます。なお、データでの請求をお願いいたします。

#### 5 提出期間などについて

報酬改定後の最初の請求は、平成27年5月になります。

受付期間は5月1日～10日ですが、間に連休が入りますので請求漏れにご注意ください。

インターネット及びISDN（伝送）の場合は土日祝日にかかわらず送信可能です。